官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件の一部を改正する件（外務四三二）　一
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件の一部を改正する件（同四三三）　五

告示

○外務省告示第四百三十二号

北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号、平成二十五年外務省告示第四十一号、同年外務省告示第百十五号、平成二十六年外務省告示第二百七十七号、平成二十八年外務省告示第六十八号、同年外務省告示第四百六十四号、平成二十九年外務省告示第二百四号、同年外務省告示第二百八十九号及び同年外務省告示第三百三十四号により改正が行われている。）に関し、平成二十九年十二月二十二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百九十七号において、同理事会決議第千七百十八号8(d)に定められた資産凍結等の措置の対象となる者を新たに指定したことに基づき、平成二十一年外務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉